

令和1年6月6日

お客さま 各位

杜の都信用金庫

改元に関わる各種対応について

平素は当金庫をご利用賜り、心より厚く御礼申し上げます。

2019年5月1日（水・祝）に新天皇陛下ご即位に伴う改元が実施され、新元号「令和」となりました。

つきましては、改元に伴い当金庫の取扱いをQ&Aにてご案内いたします。

1. 改元に関わるQ&A

Q1 「平成」が記載されている帳票・書式類はそのまま使用できますか

A1 2019年5月以降も、「平成」表記の帳票類はそのままご使用いただけます。

(例) 平成31年5月7日

新元号を使用する場合は「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。訂正印は原則不要ですが、業務によっては取引印（場合により実印）による訂正をお願いすることもありますので、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

令和（新元号） 令和（新元号）

(例) ~~平成~~1年5月7日、~~平成~~元年5月7日

Q2 新元号の帳票や手形・小切手を改元後直ちに使用したいのですが。

A2 2019年4月1日に新元号が公表される見通しですが、新元号の帳票や手形・小切手をお渡しするには一定のお時間をいただきます。主要な帳票は元号表記のないものに切り替えを進めておりますが、「平成」表記のある帳票や手形・小切手の使用は可能です。

Q3 手形・小切手はそのまま使用できますか。

A3 改元後も、「平成」表記の手形・小切手は使用できます。訂正印は不要です。ただし、お手数ですが元号部分を下記のとおり訂正いただきますようお願い申し上げます。

令和（新元号）

(訂正例)

~~平成~~1年5月7日（「元年」表示でも差し支えありません）

Q4 取引先から訂正のない「平成」表記の手形を受け取ったが、振出人の訂正が必要ですか。

A4 元号表記の訂正は不要です。「平成31年5月〇日」、「平成1（元）年5月〇日」のどちらかの表示でも「令和1（元）年」と読替して取扱いします。

Q 5 運転免許書等の官公署発行の証明書等は「平成」表記でも使用できますか。

A 5 運転免許書等の官公署発行の証明書等は、「平成」表記の場合も有効な証明書等として受け付けます。

なお、証明書等のご使用にあたっては有効期限の定めがございます。

2. ご留意点

【「キャッシュカード搾取詐欺」にご注意ください】

改元に伴う各種対応に関して、当金庫の職員や金融機関職員等が、キャッシュカードの暗証番号をおたずねすることや、キャッシュカードをお預かりすることはございません。

以上